

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成18年の教育基本法の改正を受け、平成22年12月に策定した長浜市教育振興基本計画に沿って、これまで様々な教育施策を推進してきました。当該計画が平成27年度で計画期間の5年目を迎えることから、教育分野において引き続き取り組むべき課題や社会情勢の変化により生じた新たな課題等に対応していくため、長浜市教育振興基本計画（第2期）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成25年6月に策定された国の第2期教育振興基本計画（平成25年度から平成29年度）及び平成26年3月に策定された滋賀県の第2期滋賀県教育振興基本計画（平成26年度から平成30年度）を参酌しつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画と位置づけます。

また、本市がめざすべき将来像の実現に向けたまちづくりの基本指針である「長浜市基本構想」を踏まえた、教育行政分野における計画であり、関連計画とも整合性を保ちながら施策を推進していきます。

### 【計画で取り扱う「教育」の範囲】

- (1) 教育を受ける場所にかかわらず、家庭教育、就学前教育、学校教育及び社会教育を含みます。ただし、県立・私立の学校・園で行われる教育内容等については、各学校・園の独立性を尊重して、本計画では取り扱わないこととします。
- (2) 乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期のいずれの時期の教育も含みます。
- (3) 教育委員会が所管する分野をはじめとして、市長部局が所管する分野・施策も含み、本市における教育分野に関する施策を総合的・体系的に構築することとします。

## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度を初年度とする5年間（平成28年度から平成32年度まで）とします。